

業庫第34号(例)
2022年8月23日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御 中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」等の一部改正に関する件

代理店または代理店引受金融機関本部と日本銀行との間で授受している書面の一部について、日本銀行業務オンラインによる授受に移行すること（「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件」（2022年8月18日付日銀業第357号））に伴い、下記1.に掲げる諸規程の一部を別紙1から7までのとおり改正し、2022年9月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正における留意事項は、下記2. のとおりです。

記

1. 改正対象規程

- | | | | |
|-----|---|-----|-----|
| (1) | 日本銀行代理店国庫金事務取扱手続
(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊) | ・・・ | 別紙1 |
| (2) | 店印等および重要用紙類取扱要領
(昭和55年2月1日付国丙第2号) | ・・・ | 別紙2 |
| (3) | 官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領(代理店用)
(平成16年10月8日付業庫第165号別紙1) | ・・・ | 別紙3 |
| (4) | 国家公務員給与振込事務取扱要領(代理店用)
(昭和57年11月11日付国丙第65号別添) | ・・・ | 別紙4 |
| (5) | 日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続
(昭和57年3月8日付国丙第19号) | ・・・ | 別紙5 |
| (6) | 供託振替国債事務取扱要領(代理店引受金融機関用)
(平成27年9月11日付業庫第74号別紙1) | ・・・ | 別紙6 |
| (7) | 統合国庫記帳システム関係事務取扱要領(代理店用)
(平成16年3月4日付業庫第41号別紙) | ・・・ | 別紙7 |

2. 留意事項

(1) 全般的な規程改正方針について

- ① 日本銀行業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」(以下「書面一覧表」といいます。)により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程では、主として当該書面の授受手段を限定する定めを削る改正を行い、授受手段を日本銀行業務オンラインに改める改正は行っておりません(「〇〇書を電子メールまたはファクシミリにより送付する」を「〇〇書を送付する」に改めるなど)。
- ② 日本銀行業務オンラインによる書面提出後に金融機関の手元に残る電子ファイルや紙面(スキャナで当該紙面の読取りを行う場合)については、別途保管する旨や当該紙面を日本銀行に送付する旨の規定があるものを除き、当該金融機関において削除・廃棄いただいて差し支えありません。この点、現行の各事務取扱規程では、電子メールまたはファクシミリにより日本銀行に提出可能な書面に関し「電子メールまたはファクシミリによる報告後は保管を要しない」旨の注意事項を付しているところ、当該注意事項を削る改正を行っておりますが、自明の扱いを注意事項として定めることを取り止めるものであり、従前の扱いを変更するものではありませんので、申し添えます。

(2) 日次・月次の提出書面にかかる移行時期および提出時の留意事項について

2022年8月18日付日銀業第357号による改正後の書面一覧表の表1に定める書面は、本年9月1日以降、日本銀行業務オンラインにより提出いただくこととなります。この点、日次・月次の提出書面については、取扱日と提出期限が同一日でないものや書式改正を行ったものがあるため、より詳細な移行時期および提出時の留意事項を別添のとおり整理しましたので、ご参照ください。特に、「国庫送金受払額報告表」の作成ツールについては、本年8月30日取扱分からお使いいただく必要がありますので、ご留意ください。

また、「政府有価証券受払集計表(毎日報告分)」は、日本銀行業務オンラインによる授受の対象外ですが、今般、「供託有価証券(振替国債)の利子支払件数」の報告を不要化する書式改正を行っております。本年9月1日取扱分から、改正後の書式により提出してください(本通知に添付のファイルを使用して作成していただいても構いません)。

(3) その他

① 統合国庫記帳システム端末における USB メモリの使用について

「歳入金等一覧（受入明細）」を日本銀行業務オンラインにより提出する場合には、統合国庫記帳システムにより作成された同一覧にかかる PDF ファイルを、USB メモリを用いて統合国庫記帳システム端末から日本銀行業務オンライン利用端末に移管可能です。ただし、USB メモリを使用する場合には、当該 USB メモリを介したウイルス感染が生じないよう所要の措置を講じるほか、移管後は速やかに USB メモリ内のファイルを削除してください。

② 国庫・国債事務関連の書式ファイル集の更新について

本改正を受け、日本銀行ホームページ（日本銀行HP＞業務上の事務連絡＞代理店等関連＞代理店等関連規程＞代理店関連＞国庫・国債事務関連の書式ファイル集）に掲載されている書式ファイルについては、準備が整い次第、更新予定です。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
荒川（内線：3328）、猪俣（内線：3334）

日次・月次の提出書面にかかる移行時期および提出時の留意事項

書面名	報告資料コード	報告資料名	移行時期	提出時の留意事項
国庫送金受払額報告表 および日銀送金の受払 証券等	Q14a01	国庫送金受払額報告 表	<u>取扱日を8/30日(提出 期限を9/1日の 10:00)とするもの から移行</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「国庫送金受払額報告表」については、日本銀行が提供する新たなツールを用いて作成する扱いに変更となっておりますので、<u>本年8月30日取扱分より本通知に添付のファイルを使用して作成してください</u>（事務変更の内容については、2022年5月20日付業庫第28号参照）。 —— 本通知に添付のファイルは、上記業庫第28号に添付したファイルと同一のものであります。必要記入事項以外の入力やファイル形式の変更は行わないようお願いいたします。 ファイル名は代理店名としてください（例：「〇〇代理店」の場合のファイル名は「〇〇.xlsx」）。 報告データの送信指示画面の「データ日付」欄には、代理店取扱日の日付を入力してください。
歳入金等一覧（受入明 細）および集計表（控）	Q15a01	歳入金等一覧（受入明 細）および集計表（控）		<ul style="list-style-type: none"> 報告データの送信指示画面の「データ日付」欄には、代理店取扱日の日付を入力してください。
政府有価証券受払集計 表（月末報告分）および 国債振替決済元利金顧 客別配分額表	Q13d01	政府有価証券受払集 計表	<u>取扱月を9月（提出 期限を10/4日）とす るものから移行</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「政府有価証券受払集計表（月末報告分）」については、現行書式から変更となっておりますので、<u>本年9月取扱分より本通知に添付のファイルを使用して作成してください</u>（事務変更の内容については、2022年3月30日付業庫第20号参照）。 —— 必要記入事項以外の入力やファイル形式の変更は行わないようお願いいたします。 <u>本年8月取扱分（提出期限を9/2日とするもの）については、現行書式（毎日報告分・月末報告分の兼用）で従前のおり提出してください。</u> 報告データの送信指示画面の「データ日付」欄には、報告対象月の年月を入力してください。

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 後方 2 1. (2) イ. (イ) B. (A) を横線のとおり改める。

(A) 集計表の作成等

- 受入証票等を現金、振替別に区分する。
- 上記の区分ごとに、さらに次表により会計等別、あて先別に区分して、集計表^②を作成する。

会 計 等 別	あ て 先 別
略 (不変)	

(注) 略 (不変)

- 現金分の集計表を次により取扱う

・ }
 ・ } 略 (不変)
 ・ }
 ・ }

- 歳入金等一覧 (受入明細) を作成する^①。

歳入金等一覧 (受入明細) の作成は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領 (代理店用) ^{②①}」へ

以下略 (不変)

- 国庫金編 後方 2 1. (2) イ. (イ) B. (A) の注意事項 (右ページ) ①を削り、②を①とする。

- 国庫金編 後方2 1. (5) ニ. を横線のとおり改める。

ニ. 受払証票等の統轄店またはOCR処理店への送付

(イ) 統轄店がOCR処理店である代理店①

- 次の受払証票等に入力結果確認表(国庫金受払集計報告・代理店直扱分)(代理店名表示分)を添付して、代理店取扱日の翌々営業日の午前10時までに到着するように②、統轄店(OCR処理店)に送付する(注)。

(注) 歳入金等の振替分の受入関係書類等については、~~電子メール~~またはファクシミリ日本銀行業務オンラインにより送付する③④。

- ・ 歳入金等の現金分の受入証票等(払込店への送付分を除く)
- ・ 歳入金等の振替分の受入関係書類等
- ・ 歳入金等の払出証票
- ・ 国債元利金受払報告表

(ロ) 統轄店がOCR処理店でない代理店⑤③

- 受払証票等を次のとおり統轄店送付分とOCR処理店送付分に区分し、統轄店送付分は統轄店に、OCR処理店送付分はOCR処理店に、それぞれ代理店取扱日の翌々営業日の午前10時までに到着するように②送付する(注1)。

ただし、OCR処理店送付分を統轄店を経由してOCR処理店に送付することとしている代理店は、代理店取扱日の翌営業日の午後3時までに到着するように②、OCR処理店送付分を統轄店に送付する(注2)⑥④。

(注1) 統轄店送付分のうち、歳入金等の振替分の受入関係書類等については、~~電子メール~~またはファクシミリ日本銀行業務オンラインにより送付する③④。

以下略(不変)

- 国庫金編 後方2 1. (5) ニ. の注意事項(右ページ)③および④を削り、⑤を③とし、⑥を④とする。

- 国庫金編（特殊な事務）特殊4 1.（3）を横線のとおり改める。

（3）歳入歳出外現金出納官吏等が官庁会計システムを利用して請求した国庫金振替の振替受入明細データ^①にかかる更正

自店と保管金または供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏から国庫金振替の番号欄に16桁の番号（冒頭から9桁目が「A」となっている。）が記入されている国庫金振替訂正請求書^②（参考書式第60号）の提出を受けたとき、および自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官または特別調達資金出納官吏から国庫金振替の番号欄に16桁の番号（冒頭から9桁目が「A」となっている。）が記入されている国庫金振替訂正請求書（参考書式第61号）の提出を受けたときは、次の取扱いをする。

- 国庫金振替訂正請求書の発行官庁の記名、印影が届出の印鑑票と一致することを確かめる。
- 国庫金振替訂正請求書をファクシミリにより日本銀行業務局（業務運行統括グループ）に送信提出する^③。

以下略（不変）

- 国庫金編（特殊な事務）特殊4 1.（3）の注意事項（右ページ）③を横線のとおり改める。

- ③ ~~1. 日本銀行業務局（業務運行統括グループ）には、予め電話により、ファクシミリを送信する旨の連絡をする。~~
- ~~2. 振替訂正請求書は、自店の店名、担当部署名、担当者名および電話番号ならびに訂正請求官庁の住所、郵便番号、担当部署名、担当者名および電話番号を記載した適宜の送付書とともに送信提出する。~~

- 国庫金編（特殊な事務）特殊5 1. を横線のとおり改める。

1. 現在高証明請求書の提出を受けた場合

- 次表により、現在高証明請求書^①の科目名およびその請求者名を確かめる。

科 目 名	請 求 者 名
略（不変）	

- 統合国庫記帳システムにより預託金内訳帳等を照会し（注）、現在高証明請求書に指定された日の残高が内訳帳と一致していることを確かめる。

（注）取引店変更等に伴い、現在高証明請求書に指定された日の預託金内訳帳等の照会を行うことができない場合には、日本銀行業務局（業務運行統括グループ）にその旨連絡し、日本銀行業務局（業務運行統括グループ）から電子メールまたはファクシミリにより当該預託金内訳帳等の写の要項の送信送付を受ける^②。また、当該要項預託金内訳帳の写については、現在高証明請求書を請求者に渡した後、適宜廃棄する。

内訳帳の照会は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）^{③②}」へ

以下略（不変）

- 国庫金編（特殊な事務）特殊5 1. の注意事項（右ページ）②を削り、③を②とする。
- 国庫金編（特殊な事務）特殊5 2.（2）イ. の注意事項（右ページ）②を横線のとおり改める。
- ② 窓口電子収納分については、~~電子収納事務にかかるとして日本銀行本店に送付する。~~電子収納事務にかかるとして日本銀行本店に送付する。日本銀行本店では、窓口電子収納にかかるとして届出た代理店に対し、窓口電子収納分として取扱った受入書類の内容を照会することがある。

- 国庫金編（統轄店照会事務一覧）を横線のとおり改める。

統轄店照会事務一覧

国庫事務例規集（代理店用）に収録していない事務については、代理店は、すべて統轄店（業務局の各グループを含む。）に照会して、その指示にしたがって取扱うこととしている。このうち、国庫金編にかかる主な統轄店照会事務は次表のとおり。

照会事務	照会先 ^(注)
官庁から臨時至急を要するため、営業時間外取扱いの要請を受けた場合の取扱い (ただし、選挙管理委員会から、公職選挙にかかる供託金受入れの要請を受けた場合、取引先の法務局等から、供託金受入れの要請を受けた場合を除く。)	統轄店
代理店が臨時休業をする場合の取扱い	<u>統轄店業務局代理店サポートグループ</u>
以下略（不変）	

(注) 略（不変）

○ 国庫送金編 後方1 1. (2) を次のとおり改める (全面改正)。

(2) 国庫送金受払額報告表の作成等

○ 前記(1)の受払証票により、国庫送金受払額報告表を作成する。

【国庫送金受払額報告表の作成要領】

(書式第 111 号)

国庫送金受払額報告表					
代理店 コード番号	①	(日付)		日本銀行	
受 入		摘 要		払 出	
件 数	金 額			件 数	金 額
②		(213)	日銀送金 (銀行払)	(251)	③
④		(220)	委託送金 (銀行払) (イ)		⑤
⑥		(268)	〃 (郵便局払) (ロ)		⑦
⑧		(237)	〃 (当座振込) (ハ)		⑨
⑩		(268)	〃 (郵便振替) (ニ)		⑪
⑫			計 (イ+ロ+ハ+ニ)		⑬
通常 以外の 受 払		(213)	支払場所変更 (日銀送金 <銀行払>)		⑭
			支払期限経過・取消 (〃 <〃 >)		
			支払場所変更 (委託送金<銀行払>)		
			〃 (〃 <郵便局払>)		
			振込先変更 (〃 <当座振込>)		
			〃 (〃 <郵便振替>)		
⑮			国庫送金未整理		⑯
			合 計		

振込先等変更件数	
自 店 (237)	⑰
ゆうちょ銀行店舗 等依頼分 (268)	⑱

○ 国庫送金受払額報告表の受払額について、次の勘定等と照合する。

- ・ 自行で定めた勘定
- ・ 預金店への報告金額

○ 国庫送金受払額報告表、日銀送金 (銀行払) の受払証票^①および委託送金にかかる国庫送金依頼書控の写^②を、代理店取扱日の翌々営業日の午前10時までに統轄店に送付する。

委託送金 (銀行払)
委託送金 (郵便局払)
委託送金 (当座振込)
委託送金 (郵便振替)

の受払証票^③は、

☞ 「後方2 証票等の整理保管」
(182 ページの1.)

○ 国庫送金編（特殊な事務）（参考）中、「電子メール等により統轄店に送付」を「統轄店に送付」に、「5. メールまたはFAX」を「5. 送付」に改める。

○ 国庫送金編（特殊な事務）特殊1 6. の注意事項（右ページ）③を次のとおり改める（全面改正）。

③（参考）国庫金送金決済票は、国庫送金受払額報告表とともに統轄店に送付する。
 この場合の国庫送金受払額報告表には、日銀送金（銀行払）の受入にかかる件数欄および金額欄に、国庫送金決済票の枚数および金額を計上する（外国送金の委託にかかるもののほかに計上すべき計数がある場合には、その計数と合算して計上する。）。

【国庫送金受払額報告表の作成例】

国庫送金受払額報告表					
代理店 コード番号	12345	(日付)	5. 2. 2	日本銀行	〇〇代理店
受 入			払 出		
件 数	金 額	摘 要		件 数	金 額
1	581,886	(213)	日銀送金（銀行払）	(251)	
		(220)	委託送金（銀行払）（イ）		
		(268)	〃（郵便局払）（ロ）		
14	3,875,500	(237)	〃（当座振込）（ハ）	14	3,875,500
6	1,596,000	(268)	〃（郵便振替）（ニ）	6	1,596,000
20	5,471,500		計（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	20	5,471,500
		(213)	支払場所変更（日銀送金＜銀行払＞）		
			支払期限経過・取消（〃＜〃＞）		
			支払場所変更（委託送金＜銀行払＞）		
			〃（〃＜郵便局払＞）		
			振込先変更（〃＜当座振込＞）		
			〃（〃＜郵便振替＞）		
			国庫送金未整理		
	6,053,386		合 計		5,471,500

振込先等変更件数	
自 店 (237)	
ゆうちょ銀行店舗 等依頼分 (268)	

「店印等および重要用紙類取扱要領」中一部改正

- Ⅲ 1. (1) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 重要用紙の送付を受けたときは、送付書と照合のうえ受入れ、受領書に店印を
押してを統轄店に返付する。

- Ⅲ 1. (1) ロ. の次に次のハ. を加える。

ハ. 重要用紙を返付するときは、送付書（第4号の2書式）を添え、統轄店に返付
する。

- Ⅲ 1. (4) を横線のとおり改める。

(4) 記録簿および証拠書類

イ. 適宜の記録簿を設け、重要用紙（官庁からの返れい分および汚損分を含む。）の
受払および保管高を記載し、これに責任者が押印記名する。

ロ. 重要用紙の受払に関する証拠書類には取扱日付を記入し、責任者が押印記名す
る。ただし、受払証拠書類に記載されている日付が取扱日と同一であるときは、
取扱日付の記入を省略してよい。

ハ. 略（不変）

- Ⅲ 2. (1) を横線のとおり改める。

(1) 請求等

イ. 準重要用紙を請求するときは、請求書（様式適宜第4号書式）を作成し、統轄
店に送付する。ただし、期中所要量を書面により統轄店に報告した場合は、請求

書の送付を要しない。

ロ. 準重要用紙の送付を受けたときは、送付書と照合のうえ受入れ、受領書に店印を押してを統轄店に返付する。

○ Ⅲ 2. (1) ロ. の次に次のハ. を加える。

ハ. 準重要用紙を返付するときは、送付書（第4号の2書式）を添え、統轄店に返付する。

○ 第4号書式を次のとおり改める（全面改正）。

第4号書式

請 求 書	
店御中	
(日付)	店
種類および区分	数 量

- 備考 1. 用紙寸法および行数 適宜
2. 準重要用紙を請求する場合には、種類および区分欄には種類のみを記載する。

○ 第4号書式の次に次の第4号の2書式を加える。

第4号の2書式

送付書原符

(日付)

(仕出)

(あて先) 御中

種類および 区分	記号	番号	数量	備考

送付書

(日付)

(仕出)

(あて先) 御中

種類および 区分	記号	番号	数量	備考

受領書

(送付書日付)

(受領日付)

御中

(あて先)

(仕出)

種類および 区分	記号	番号	数量	備考

備考 1. 用紙寸法および行数 適宜

2. 準重要用紙を返付する場合には、種類および区分欄には種類のみを記載し、記号欄および番号欄には記載しない。

- 第5号書式の備考を横線のとおり改める。

備考 用紙寸法および行数 適宜

「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」中一部改正

○ 2. (1) を横線のとおり改める。

(1) 代理店は、官庁との取引の開始もしくは廃止または官庁の名称変更により、取引担当官（残務承継官を含む。以下同じ。）から取引関係通知書等の提出を受けた場合^(注1)には、直ちに当該取引関係通知書等の写を作成し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を補記する。~~当該事項を補記した取引関係通知書等の写については、予めしたうえ、当該取引関係通知書等の写を事務統括グループに連絡のうえ、その要項をファクシミリにより送信提出する。~~

以下略（不変）

○ 2. (2) (注3) を横線のとおり改める。

(注3) ~~「金融機関コード便覧」(金融機関共同コード管理委員会および全国銀行協会編集・発行)に定める金融機関共同コード管理委員会の管理する統一金融機関番号に同便覧に定める、金融機関が所属金融団体に登録した当該店舗の統一店番号を付したもの。~~

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 月計突合表の送付部署に関する連絡を受けた場合の取扱い

代理店は、取引官庁から月計突合表の送付部署の設定または変更に関する連絡を受けた場合には、直ちにその内容^(注1)を記載した通知（書式適宜）を作成^(注2)し、~~予め事務統括グループに連絡のうえ、その要項をファクシミリにより送信提出する。~~

(注1) 略（不変）

(注2) 同時に2. に規定する取引関係通知書等の写の~~ファクシミリによる送信~~を行~~う~~提出する場合には、当該写の余白に記載することとして差し支えない。

「国家公務員給与振込事務取扱要領（代理店用）」中一部改正

- 3. (1) の注意事項（右ページ）①2. 中「（用紙寸法 B5）」を削る。

- 7. (3) ロ. (イ) 中「国庫金組替書および取消請求書を日本銀行業務局（業務運行統括グループ）にファクシミリにより送信する。」を「国庫金組替書の写および取消請求書の写を日本銀行業務局（業務運行統括グループ）に送付する。また、同グループに対し、送付後すみやかに電話連絡を行う。」に改める。

- 7. (3) ハ. (ロ) 中「国庫金未整理受入書を日本銀行業務局（業務運行統括グループ）にファクシミリにより送信する。」を「国庫金未整理受入書の写を日本銀行業務局（業務運行統括グループ）に送付する。また、同グループに対し、送付後すみやかに電話連絡を行う。」に改める。

- 7. (3) ハ. (ロ) の注意事項（右ページ）①中「（用紙寸法 A5）」を削る。

- 参考書式第2号中「用紙寸法 日本産業規格 A列5」を削る。

「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」中一部改正

- 後方 1 の標題の下部および後方 1 の（参考）中「政府有価証券受払集計表」を「政府有価証券受払集計表（毎日報告分）」に改める。
- 後方 1 1.（2）中「政府有価証券受払集計表」を「政府有価証券受払集計表（毎日報告分）」に改める。
- 後方 1 1.（2）の注意事項（右ページ）①を次のとおり改める（全面改正）。

①【政府有価証券受払集計表（毎日報告分）の作成要領】

（書式第 8 号）

政府有価証券受払集計表（毎日報告分） （日付）									
代理店 コード番号		日本銀行 代理店							
[1]		受 [2]			払 [3]			残 [4]	
取扱区分		件数	証券 枚数	総額面	件数	証券 枚数	総額面	証券 枚数	総額面
		政府所有有価証券							
政 府 有 価 証 券 保 管 券	保管有価証券								
	供託有価証券								
	供託有価証券 （振替国債）		/			/		/	
	供託有価証券 計								

- （注） 1. 供託有価証券（振替国債）については、総額面を金額と読替える。
2. 供託有価証券（振替国債）の受払件数（選挙供託にかかる買入消却分を含む。）は、供託番号ごとに1件としてカウントする。

[1] 統轄店から通知を受けた番号を記入する。

- ② 取扱区分ごとに、受入証券の件数、証券枚数、総額面の合計（150ページの（1））を記入する。
- ③ 取扱区分ごとに、払出証券（選挙供託にかかる「国債振替決済抹消申請書（供託買入消却用）」を含む。）の件数、証券枚数、総額面の合計（150ページの（1））を記入する。この場合、供託有価証券（振替国債）の「件数」および「総額面」欄には、元利分離国債（利子）の期日支払分を加算して記入する。
- ④ 受払（選挙供託にかかる買入消却分を含む。）のあった取扱区分について、それぞれの件別帳（使用中分）に記載されている現在高（証券枚数、総額面）を集計して記入^{（注）}する。

（注）受払簿を設けている場合*は、これにより記入してよい。

* 保管有価証券の場合…………… 81	} ページの③ 2. 参照
供託有価証券の場合…………… 119	

- 後方 1 2. を横線のとおり改める。

2. 月末残高等の報告^①

- 毎月末（休日の場合は最終営業日）、次の件別帳により、政府有価証券受払集計表（月末報告分）を作成^②する。

- ・ 保管有価証券件別帳
- ・ 供託有価証券件別帳

- 政府有価証券受払集計表（月末報告分）を当該月の翌月第2営業日までに到着するように、~~電子メールまたはファクシミリにより統轄店に送付する^{（注1）（注2）}。~~

~~（注1）やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、書面により提出してもよい。~~

~~（注2）政府有価証券受払集計表は、この手続上、電子メールまたはファクシミリによる報告後は保管を要しない。~~

○ 後方1 2. の注意事項 (右ページ) ②を次のとおり改める (全面改正)。

② 1. 月末日に受払 (選挙供託にかかる買入消却を含む。) があった場合は、別途政府有価証券受払集計表 (毎日報告分) (152ページの (2)) を作成する。

2. 【政府有価証券受払集計表 (月末報告分) の作成要領】

(書式第9号)

政府有価証券受払集計表 (月末報告分)			
(日付) ①			
代理店 コード番号	②	日本銀行 代理店	
取扱区分		残	
		証券 枚数	総額面
政府所有有価証券			
政 有 価 保 管 券	保管有価証券		
	供託有価証券		
	供託有価証券 (振替国債)	/	
	供託有価証券 計		
本月中取扱いの供託有価証券 (振替国債) の 利子支払件数③			件
本月中取扱いの利賦札の払渡件数 ④			件

- ① 月末日 (休日の場合は最終営業日) を記入する。
- ② 統轄店から通知を受けた番号を記入する。
- ③ 月中取扱いの供託有価証券 (振替国債) の利子支払件数を集計して記入する。なお、月中に供託有価証券 (振替国債) の利子の支払がなかった場合は、「0」を記入する。
また、元利分離国債 (利子) の期日支払分の件数は含めない。
- ④ 月中取扱いの利賦札の払渡件数^(注) を集計して記入する。なお、月中に利賦札の払渡がなかった場合は、「0」を記入する。

(注) 利賦札の払渡件数の書き留め等

保管有価証券の場合……………106 } ページ参照
 供託有価証券の場合……………144 }

「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」中一部改正

- 4.、5. および6. 中「政府有価証券受払集計表」を「政府有価証券受払集計表（毎日報告分）」に改める。
- 8. を横線のとおり改める。

8. 代理店の計算整理・諸報告

(1) 日次事務

イ. 代理店は、供託振替国債の受払い^(注1)を行った日には、次のとおり政府有価証券受払集計表（毎日報告分）（記載例16）を作成する^(注2)とともに、その写を作成する。

（注1）略（不変）

（注2）供託振替国債以外の政府有価証券の受払いを併せて記入する。なお、政府有価証券受払集計表（毎日報告分）の作成については、「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」後方1 1.（2）を参照。

（イ）略（不変）

（ロ）略（不変）

~~（ハ）供託振替国債の利子の支払いがあった場合には、供託有価証券（振替国債）の利子支払件数欄に、元利金顧客別配分額表により利子支払件数^(注1)^(注2)を記入する。~~

~~（注1）供託番号毎に1件として計上する。変動利付国債の適用利率が0%となり、利子額がゼロである場合も件数に含める。~~

~~（注2）供託振替国債の分離利息振込国債の期日支払は、元本償還として扱い、利子支払件数には含めない。~~

ロ. 代理店は、直近日付の政府有価証券受払集計表（毎日報告分）の写に記載された供託振替国債の残高と、当日の供託振替国債の受払金額により、当日の供託振替国債の残高を検証のうえ、イ. の政府有価証券受払集計表（毎日報告分）の写を整理保管する。

ハ. 代理店は、イ. の政府有価証券受払集計表（毎日報告分）に顧客別受払済明細通知書および元利金顧客別配分額表（供託振替国債の元利金元金の支払いがあった場合に限る。）を添付したうえ、代理店取扱日の翌々営業日までに到着するように、統轄店に送付する。

(2) 月末事務

イ. 略（不変）

ロ. 代理店は、次のとおり政府有価証券受払集計表（月末報告分）（記載例~~1-6-1~~7）を作成する^(注1)。

(イ) 略 (不変)

(ロ) 月中取扱いの供託振替国債の利子支払件数^(注2)^(注3)を記載する。

(注1) 月末最終営業日に供託振替国債の受払いがあった場合には、(1)イ.により作成した政府有価証券受払集計表に、当該日に受払いのなかった政府有価証券の残高を追記する別途(1)により政府有価証券受払集計表(毎日報告分)を作成する。

(注2) 供託番号毎に1件として計上する。変動利付国債の適用利率が0%となり、利子額がゼロである場合も件数に含める。

(注3) 供託振替国債の分離利息振込国債の期日支払は、利子支払件数には含めない。

ハ. 代理店は、ロ. の政府有価証券受払集計表(月末報告分)をに元利金顧客別配分額表(月中に供託振替国債の利子の支払いがあった場合に限る。)を添付したうえ、当該最終営業日の属する月の翌月第2営業日までに到着するように、統轄店に電子メールまたはファクシミリにより送付^(注1)^(注2)する。

(注1) やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、書面により提出してもよい。

(注2) 政府有価証券受払集計表は、この手続上、電子メールまたはファクシミリによる送付後は保管を要しない。

○ 記載例 16 を次のとおり改める（全面改正）。

記載例 16 政府有価証券受払集計表（毎日報告分）

（「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」書式第 8 号）

政府有価証券受払集計表（毎日報告分）										
（日付） 4. 11. ○										
代理店 コード番号		○○○○			日本銀行○○代理店					
取扱区分	受			払			残			
	件数	証券 枚数	総額面	件数	証券 枚数	総額面	証券 枚数	総額面		
政府所有有価証券										
政 有 府 債 保 証 管 券	保管有価証券									
	供託有価証券		6	10	500,000	3	5	250,000	405	800,000
	供託有価証券 （振替国債）					1		500,000		100,000
	供託有価証券 計		6	10	500,000	4	5	750,000	405	900,000

供託番号毎に 1 件とカウントする。

元本償還があった場合には、元本償還の件数および金額を含む。

- (注) 1. 「代理店コード番号」欄には、統轄店から通知を受けた番号を記入する。
2. 供託有価証券の受または払の記入が振替国債または振替国債以外的一方のみの場合には、計欄の受、払および残の記入は省略して差支えない。

○ 記載例 17 を次のとおり改める（全面改正）。

記載例 17 政府有価証券受払集計表（月末報告分）

（「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」書式第 9 号）

政府有価証券受払集計表（月末報告分）			
（日付） 4 . 1 1 . 3 0			
代 理 店 コード番号	○ ○ ○ ○	日本銀行○○代理店	
取 扱 区 分		残	
		証 券 枚 数	総 額 面
政府所有有価証券		900	990,000
政 有 府 有 保 証 管 券	保管有価証券	10	100,000
	供託有価証券	405	800,000
	供託有価証券 （振替国債）	/	100,000
	供託有価証券 計	405	900,000
		本月中取扱いの供託有価証券（振替国債）の 利子支払件数	0 件
		本月中取扱いの利賦札の払渡件数	4 件
月末日（休日の場合は最終営業日） を記入する。			

「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」中一部改正

- 第 4 編第 3 章 5. を横線のとおり改める。

5. ウィルス感染を予防するための措置

代理店は、統合国庫記帳システムのウィルス感染を予防するための措置として、同システムの端末について、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ、端末の修理等やむを得ない場合を除き、端末を外部に持ち出さないこと
ロ、統合国庫記帳システムにおいて使用するネットワーク以外の回線に端末を接続しないこと^(注)

ハ、ウィルス検知ソフトを稼働させた状態で端末を使用すること

(注) 統合国庫記帳システムにより出力したファイル（日本銀行業務オンラインにより日本銀行へ提出するものに限る。）を日本銀行業務オンライン利用端末に移管する際は、USBメモリを使用してよい。この場合、当該USBメモリを介したウィルス感染が生じないよう所要の措置を講じるほか、移管後は速やかにUSBメモリ内のファイルを削除する。

- 第 1 号書式を次のとおり改める（全面改正）。